

ながぬま 社協だより まど

3月22日、社会福祉法人 長沼町社会福祉協議会
成田会長と長沼ライオンズクラブ 廣川会長が、自然災
害発生時における災害ボランティアセンター支援に関
する協定の締結を行いました。



町民の皆様にご報告申し上げます。



第 130 号

令和5年6月1日発行

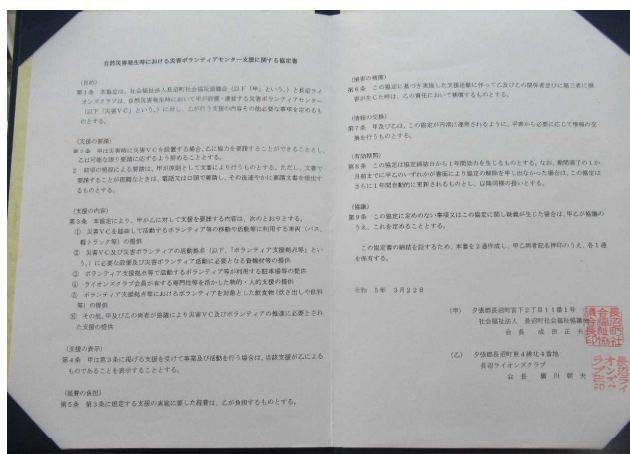
社会福祉法人長沼町社会福祉協議会
長沼町宮下 2 丁目 11 番 1 号 TEL 0123 - 82 - 5040

令和5年度 長沼町社会福祉協議会 予算額

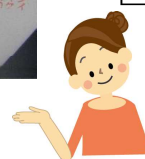
(単位：千円)

事業名	収入	支出	差引	事業等の主な内容
法人運営事業	45,572 (2,780)	46,607 (3,861)	▲1,035	香典セット贈呈、各種顕彰、修学旅行費助成(要・準要保護世帯)、新入学祝品贈呈、喜寿祝品贈呈、入浴サービス事業、配食サービス、安否確認事業、杖支給事業、法律相談事業、歳末たすけあい配分事業、各種会議の開催等
共同基金配分事業	2,380	2,380 (2,380)	0	小・中学生修学旅行助成援助、新入学祝品贈呈援助、施設交流会開催、喜寿祝品贈呈援助、ボランティアスクール開講、ボランティア活動者保険加入援助、供物等贈呈援助、サロン開催、広報紙発行、昼食会開催、ボランティア協力校(町内=小・中・高校)助成援助、歳末見舞金として金品の贈呈
ボランティアセンター運営事業	3,461 (3,461)	3,461	0	ボランティアセンター運営委員会設置、広報紙発行、ボランティアスクール開催、ボランティア活動者に対する保険加入、ボランティア活動研修会派遣、学童・生徒に対するボランティア活動支援、高齢者に対するふれあい昼食会及びサロンの開催
生活継資金貸付事業	800 (400)	800 (400)	0	一時的な生活資金として5万円を上限に無利子で貸付(6カ月以内の償還と要保証人が条件)
訪問介護事業	28,506	31,788 (1,875)	▲3,282	介護認定者との契約による制度外訪問介護事業、訪問介護(介護・介護予防)事業、福祉有償運送(病院等への移送サービス)事業
居宅介護事業	6,944 (546)	7,514	▲570	障がい認定者との契約による(居宅介護、同行援助、移動支援、日中一時支援)事業、福祉有償運送(病院等への移送事業)
居宅介護支援事業	41,041	40,860	181	介護認定者等との契約によるサービス利用計画の作成、サービス提供事業者等との連絡調整及び便宜の提供、サービス実施状況の把握及び評価、制度等に関する相談及び説明
共生型自立支援多機能ハウス事業	7,952 (1,329)	7,952	0	居室(8室)、短期宿泊サービス、一時預かりサービス、浴室の提供及び調理支援等 24時間職員配置
計	128,140	132,846	▲4,706	

※計は()を控除しています。



自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書に関しては、長沼町社会福祉協議会事務所にてご覧いただけます。



この社協だよりは、赤い羽根共同基金の配分金により発行されています。



発行：長沼町社会福祉協議会 〒069-1341 長沼町宮下 2 丁目 11 番 1 号 電話 0123-82-5040

令和5年度 長沼町社会福祉協議会 事業計画

事業運営の基本方針

2020年から始まった「新型コロナウイルス」は、その後世界的なパンデミックとなり、度重なる変異を繰り返し2023年となった今も全世界の脅威となっています。我が国においても蔓延防止に努力しているものの、医療現場等は常に厳しい対応を求められておりますが、国においては「新型コロナウイルス」の取扱いについて検討がなされ、感染症における分類を「2類」からインフルエンザと同じ「5類」に変更すると共に、マスクの着用も自己判断になるなど、規制が大幅に緩和され平常時に戻りつつあります。

現在、日本の経済は「新型コロナウイルス」の流行による客離れにより、飲食業や観光業を中心に「自粛や倒産・廃業」など未だに厳しい状況にあります。「新型コロナウイルス」の終息により、好転することを切に願うばかりです。

本町においても、昨年秋には新規感染者が著しく増加し、高齢者の入所施設におけるクラスターの発生や学校が閉鎖になる等一時期は大変厳しい状況下となり、各方面にその影響が出ましたが、この様な厳しい状況下にあっても、医療・福祉などの問題に対応することが喫緊の課題であります。

本町における65歳以上の高齢化率は38.86%(2022年9月末現在)で、2045年には53.20%になるという予測も出ています。近年、地域住民間の絆の希薄化や核家族化が進み、単独世帯、夫婦のみの高齢者世帯が増加し「介護できる者がいない、或いは、老々介護の世帯」が増えています。誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、高齢者及び障がい者の介護と言った福祉問題だけでなく、孤立死の問題や防災及び災害時における要援護者支援など、きめ細かな支援活動が求められています。地域住民の多様な生活・福祉課題を受け止め「誰もが安心・安全に暮らすことが出来る社会づくり」について、地域福祉の推進役である社会福祉協議会に対し大きな期待が寄せられており、当社会福祉協議会といたしましても、ボランティアの皆様をはじめ、地域住民の方々のご理解とご協力のもとに運営しております「指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業、障がい者地域生活支援事業」などの各種事業の他、高齢者等に対する「安否確認」や「サロン・昼食会」などと言った地域支援事業の更なる充実強化を図り、これからの高齢化社会に対応すべく、地域住民の皆様がより安心して生活できる環境整備の充実を図るためにも、慢性的なマンパワー不足の解消と、「新型コロナウイルス」の流行による利用者離れにより悪化した経営の改善に向け行政へなお一層の支援を働きかけるなど、より安定した事業実施体制の確保に向け積極的に展開してまいります。

以上の基本方針に基づき、本年度におきましても次の事業について、地域住民の皆様方とともに当社会福祉協議会ならではの多種多様な支援体制の構築に向けた取組みを図ってまいります。

重点的推進事業等



① 多種多様なサービスの充実強化

- ・ 訪問介護、介護支援等の事業の安定化
- ・ 障がい者等への日常生活自立支援

② ボランティア団体との連携の強化

- ・ ボランティア活動者への支援の推進
- ・ ボランティア活動者との協働、連携

③ 財政基盤の強化

- ・ 職員の意識改革と資質向上、経費の節約など効果的、効率的な事業への取組み
- ・ 特別会員の加入促進
- ・ 募金活動への協力

その他推進事業等

① 広報活動

- ・ 広報紙及びボランティア通信の発行



② 研修活動

- ・ 各種研修会及び大会への役職員の派遣
- ・ ボランティア研修会への活動者の派遣



③ 在宅福祉サービス

- ・ ボランティア団体との連携による安否確認、昼食会、サロン及び施設父流会の継続実施
- ・ 職員による直接訪問及び相談活動の強化
- ・ 入浴サービスの実施
- ・ 移送サービスの実施
- ・ 配食サービスの実施



④ 心配ごと相談

- ・ 人権相談の開催
- ・ 無料法律相談の開催
- ・ 生活福祉資金特例貸付相談窓口の開設

⑤ その他

- ・ 日常生活用具の貸出
- ・ 生活継資金の貸出(1件当たりの貸付額50千円限度)
- ・ 修学旅行費用援助の実施(要保護及び準要保護の児童生徒)
- ・ 祝品、記念品、見舞金等の贈呈(喜寿祝・新入学児童、歳末見舞、杖、会葬礼状)
- ・ 各福祉団体への助成
- ・ 災害時における持続可能な体制づくりの検討

